

議会議案第 1 号

奈良市議会基本条例の一部改正について

奈良市議会基本条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

提出者

奈良市議会 議会運営委員長

太 田 晃 司

## 奈良市議会基本条例の一部を改正する条例

奈良市議会基本条例（平成25年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「閉会中に」の次に「緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、」を加え、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、前項の規定による質問の回数を制限することができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

文書質問に係る規定の改正を行おうとするものである。

奈良市議会基本条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(議員の文書による質問)</p> <p>第21条 議員は、閉会中に_____市長等に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p> <p><u>2</u> 市長等は、<u>前項</u>の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。</p> <p><u>3</u> 議長は、<u>前2項</u>の規定による質問及び回答を全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。</p>	<p>(議員の文書による質問)</p> <p>第21条 議員は、閉会中に<u>緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは</u>、市長等に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p> <p><u>2</u> 議長は、<u>前項の規定による質問の回数を制限することができる。</u></p> <p><u>3</u> 市長等は、<u>第1項</u>の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。</p> <p><u>4</u> 議長は、<u>第1項及び前項</u>の規定による質問及び回答を全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。</p>